
「九州ふっこう割」 おおいた宿泊券 取扱マニュアル

2016/7/12

改 2016/07/14

1. はじめに

本事業における宿泊券の取り扱いについては、本書、並びに別添資料を確認の上、間違いのないようお願いいたします。あわせて、既にご提出いただいております誓約書に記載のある事項につきましても遵守くださいますようお願い申し上げます。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局まで問い合わせください。

■目次

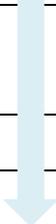
1. はじめに	2
2. 宿泊券について	3
3. 請求手続きについて	5
4. アンケートについて	7
5. よくある質問（FAQ）	7
6. 様式集	11
7. 事務局連絡先	11

□別添資料

- ・様式第1号 宿泊施設登録申請書
- ・様式第2号 振込先口座登録書
- ・様式第3号 請求書
- ・様式第4号 利用実績報告書
- ・様式第5号 宿泊券番号(バウチャー番号)控え書
- ・様式第6号 各種変更届及び利用施設解除届
- ・アンケート用紙(後日 WEB UP)
- ・記入例集
- ・宿泊券サンプル
(セブン-イレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート)

2. 宿泊券について

(1) 概要

	セブン-イレブン・ローソン ミニストップ	ファミリーマート
宿泊券の種類	1種類/額面5,000円(2,500円で販売)	
方式	先着順・記名式	抽選式・記名式
スケジュール		
7月12日(火)	販売告知	抽選申込開始
7月19日(火)	販売開始・利用開始 14時～	抽選申込締切
8月1日(月)		当選メールをお客様へ送付 店頭で宿泊券との引換開始
8月7日(日)		引換〆切
		以降、繰り上げ当選通知を行 い、売り切れまで1週間ごとに 引換
9月30日(金) 宿泊分まで	利用終了	

※web 事前予約（セブンチケット、ローソンチケット等）では取り扱いしません。コンビニ店頭での端末販売のみとなります。

※別添資料 宿泊券サンプルをご参照下さい。

(2) 宿泊券の種類について

- ・額面5,000円(2,500円で販売)/1種類のみ

(3) 宿泊券の有効期限について

- ・販売開始日～平成28年9月30日(金)宿泊分まで

(4) 宿泊券利用範囲について

- ・ 本事業の宿泊券取扱施設として認定された大分県内の宿泊施設（ホテル・旅館・民宿等）で利用できます。
※事前に認定受けていない施設は利用できませんのでご注意ください。
- ・ 事前認定を受けた宿泊施設については随時、宿泊券取扱施設一覧表として、九州ふっこう割お知らせサイト（以下「ふっこうサイト」という。）に掲載していきますので必ずご確認ください。

ふっこうサイト URL / <http://kyushu-fukkou.jp/coupon/oita.html>

(5) お客様から受け取った宿泊券について

- ・ お客様より受け取った宿泊券は、券裏に宿泊日を記入の上、宿泊施設名を押印（ゴム印や社判など）または手書きにてご記入下さい。
- ・ 受け取った宿泊券には切り取り線がありますが、切り取りをせず、保管用として両面コピーをとり、宿泊券の現物は事務局へ送付下さい。
※宿泊券の両面コピーは精算時における根拠となりますので、宿泊施設側で保管してください。

(6) 利用制限

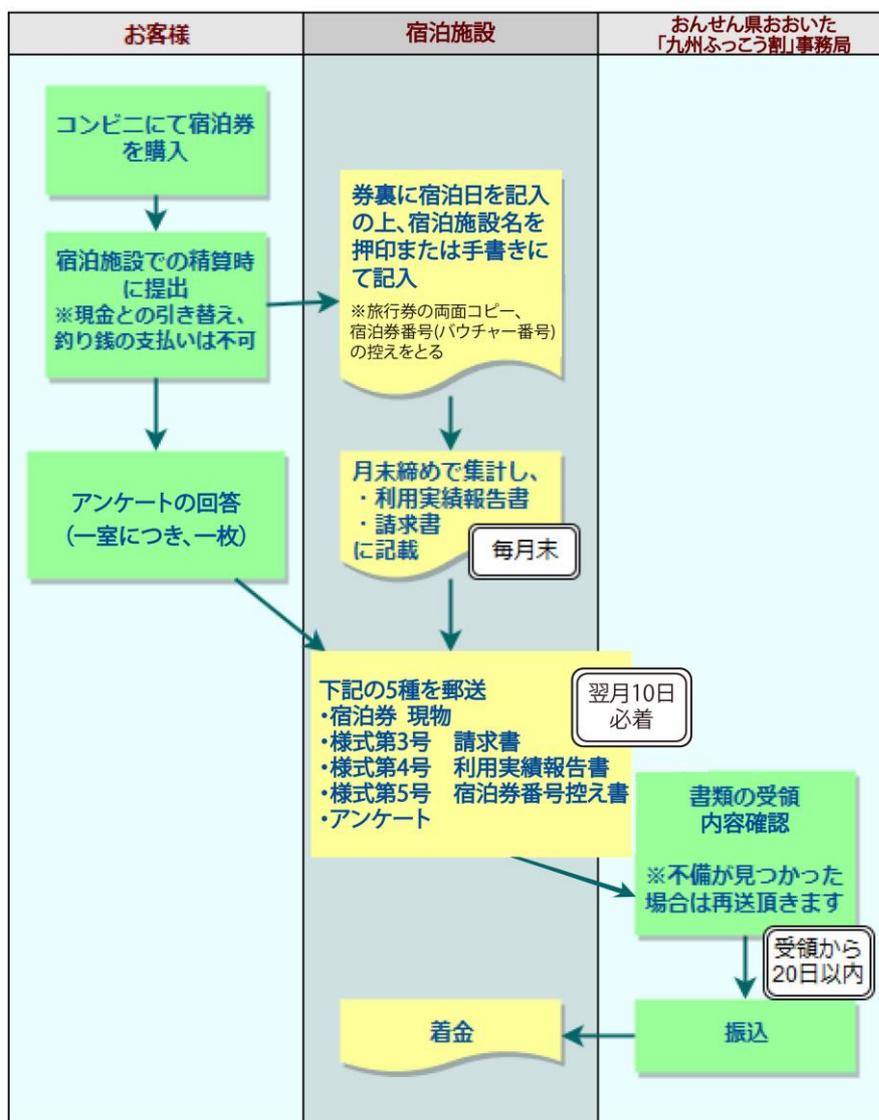
- ・ 1人1泊につき、額面20,000円まで（宿泊券4枚）を利用上限とします。
- ・ ネット系旅行会社や旅行会社を通じた宿泊手配には利用できません。お客様が宿泊施設に直接予約（電話・施設が運営するWEBサイト）の場合のみ利用できます。
- ・ 各宿泊施設での現地精算時、基本の宿泊代金（＝宿泊プラン）に利用できます。
- ・ 1人1泊につき、5,000円未満の宿泊施設プランには利用できません。

(7) 注意事項

- ・ 現金との引換えはできません。
- ・ 現金と併用の支払は可能です。
- ・ 基本の宿泊代金（＝宿泊プラン）を上回る代金を、宿泊券で支払うとはできません。
- ・ 宿泊を伴わない場合の館内での飲食・お土産代等には利用できません。
尚、宿泊を伴う場合であっても館内での追加飲食代等には宿泊券の利用はできません。

3. 請求手続きについて

(1) 概要



※アンケート用紙はツーリズムおおいたのホームページよりダウンロードしてください。
(URL : <http://www.visit-oita.jp/news/detail/71>)

(2) 請求の流れについて

- ・ 当月末締め (各宿泊施設にてとりまとめ)
- ↓
- ・ 翌月10日必着で事務局へ郵送
(例 : 7月に使用された宿泊券は、8月10日までに送付)
- ↓
- ・ 請求書到着後20日以内に事務局より振込 ※書類に不備のない場合

(3) 請求方法について

- ・事務局指定の請求書と利用実績報告書、宿泊券番号(バウチャー番号)控え書及び宿泊券(現物)を送付してください。
- ・事務局に宿泊券を送付される際は、宿泊券の両面コピーと宿泊券番号(バウチャー番号)控え書のコピーを保管してください。宿泊施設と事務局の確認枚数に相違がある場合は精算ができない場合があります。
- ・利用された宿泊券の換金手続きは、本事業の認定宿泊施設のみ行うことができます。
- ・配達記録が残る形(書留、宅配便等)で送付ください。配達中、宿泊券の紛失等が発生した場合、事務局はその責任を負いません。
- ・送付にかかる費用は宿泊施設にてご負担ください。
- ・利用済み宿泊券の受付は10月31日(月)到着分までとします。

(提出書類)

- ・宿泊券の現物
- ・様式第3号 請求書
- ・様式第4号 利用実績報告書
- ・様式第5号 宿泊券番号(バウチャー番号)控え書

(4) 請求書の送付先

おんせん県おおいた「九州ふっこう割」事務局

((株)JTBビジネスサポート九州内) 宛

〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル5階

TEL/092-737-1536 (月曜日～金曜日9:30～17:00)

0570-065-333 (月曜日～金曜日9:30～17:00)

FAX/092-722-4720

土・日・祝休

Mail/oita_fukkou_cvs@kys.jtb.jp

4. アンケートについて

- ・宿泊券をご利用されたお客様には必ずアンケートをお渡しし、ご記入をお願いして下さい。宿泊券の発行による本事業の消費喚起効果を図るためアンケート実施の徹底をお願いします。
- ・回収したアンケートは請求書送付時に同封の上、事務局へお送りください。
- ・アンケートは1室につき1枚回収してください。

5. よくある質問（FAQ）

【宿泊施設申請情報の変更手続きについて】

Q 1. 申請後に、会社（宿泊施設）の名称や代表者の変更があった場合の手続きは？

A 1. 別添資料の様式第6号 各種変更届及び利用施設解除届に変更内容をご記入の上、事務局まで送付して下さい。

Q 2. グループ会社単位での宿泊施設登録申請は可能か？

A 2. グループ会社単位でまとめて郵送頂くことは可能ですが、登録申請は宿泊施設単位となります。農泊施設の申請は研究会等でまとめて申請可能です。但し、各農泊施設の一覧、事務委任等の書類が必要となります。【7月14日変更箇所】

【宿泊券の利用方法】

Q 3. 宿泊券と現金の併用はできるのか。【7月14日変更箇所】

A 3. 併用は可能です。

例：12,800 円の利用代金に関しては、以下の様な支払方法があります

5,000 円券 2 枚、2,800 円を現金（またはクレジットカード）で支払。

※5,000 円 3 枚での支払いは不可。

Q 4. 宿泊券のお釣りは出せるのか。その場合のお釣り分の会計上の処理はどうしたらよいか。

A 4. お釣りは出せません。

Q 5. 日帰りプラン（温泉と食事の組み合わせなど）は利用できますか。

A 5. 宿泊を伴わない場合は利用できません。

- Q 6. 基本の宿泊代金以外の飲食やお土産代等も宿泊券利用の対象としていいですか。
- A 6. 宿泊を伴わない場合は宿泊券の利用できません。但し、基本の宿泊代金(=宿泊プラン)に含まれる飲食・お土産代、ゴルフパック、エステ等には利用できます。
- Q 7. 宿泊券を利用されるお客様が、連泊で10月2日にチェックアウトする場合は、どのようなになりますか。
- A 7. 9月30日宿泊分までの支払に宿泊券の利用できます。
10月1日宿泊分の支払は現金(又はクレジットカード)にて精算してください。宿泊券は利用できません。
- Q 8. 旅行会社からの宿泊手配分は利用可能ですか。
- A 8. 利用できません。ネット系旅行会社や旅行会社を通じた宿泊手配分は利用できません。お客様が宿泊施設に直接予約(電話・施設が運営するWEBサイト)の場合のみ利用できます。
- Q 9. 15,000円の宿泊プランで6,000円の追加飲料が発生。間違えて20,000円分の泊券をもらった。そのまま利用できますか？
- A 9. 宿泊券は基本の宿泊代金(=宿泊プラン)の15,000円分のみ利用が可能となり、追加の飲料代金には利用できません。誤ってお預かりされた場合は、救済できないため、追加代金は必ず現金又はクレジットカードにてお支払いいただくようご説明願います。
- Q 10. 券に記載の氏名と違う方が泊まる場合受けてよいか？
- A 10. 両親、家族へのプレゼント等は問題ありません。但し、券面上の氏名と利用者名が異なる場合は、転売・不正利用防止の為、ご本人へ相違理由を確認の上、ご対応ください。
- Q 11. 利用条件(宿泊施設へ直接予約のみ利用できること)は宿泊券面に表示されまか？
- A 11. 必要条件として記載致します。
- Q 12. 入湯税は総額に含むか？
- A 12. 入湯税は含みません。

Q 1 3. 常連様より料金は任せるから食事内容をグレードアップして欲しいと要望を受けた場合、アップグレード分はどのように考えればいいか？

A 1 3. あくまで基本となる宿泊代金が条件を満たしていれば利用できます。
アップグレードではなく、はじめからアップグレード相当分を基本の宿泊プランとして販売する場合に限り利用できます。

Q 1 4. 1人当たり5,000円未満の客室が主体である宿泊施設の救済策はないか？

A 1 4. 基本の宿泊代金（＝宿泊プラン）に付加価値、サービスを加え、5,000円以上の宿泊プランとして設定すれば利用できます。例：宿泊施設オリジナル特典など。
但し、特典につきましては、換金可能なクオカードや商品券は対象不可となります。
ご注意ください。

Q 1 5. 子供も対象となるか？

A 1 5. 子供宿泊代金（＝宿泊プラン）が1人1泊5,000円以上であれば利用できます。

Q 1 6. 4,000円のプランで現地にて2,000円ルームサービスとした場合、合算6,000円を対象として5,000円の宿泊券を利用できますか？

A 1 6. ルームサービスは現地追加飲食となるため、基本の宿泊代金（＝宿泊プラン）が5,000円未満となるため宿泊券は利用できません。

Q 1 7. 付加価値を付けた宿泊プランにする為、クオカード等入れてよいか？

A 1 7. 換金性あるものは不可となります。

Q 1 8. 偽券を受け取ってしまった時はどうすればいいですか。

A 1 8. 明らかに偽物とわかるものを受け取った場合は宿泊施設の責任で処理をしてください。各コンビニ券の宿泊券の見本を参照の上、社内で宿泊券をお取扱いされる方々へも事前に周知してください。

<コンビニ各社の偽造防止対策（コピーガード設定等）について>

■ファミリーマート：コピーガード設定

表面：カラーコピーをすると「無効」の文字が表示

裏面：高性能カラーコピー機にて表面の無効表記が薄い場合に備え本件と半券を跨ぐ形で「Family Mart」の印刷が施されています。

■セブンイレブン：コピーガード設定&特殊インキ加工

表面：カラーコピーをすると「copy」の文字が表示

全体：特殊インキ«パールインキ»加工

■ローソン&ミニストップ：コピーガード設定&セキュリティ加工

表面：カラーコピーをすると「copy」の文字が表示

全体：セキュリティ加工(ブラックライト塗料・マイクロ文字加工)

【プロモーション関連】

Q 1 9. どのようなプロモーションがあるのか。

A 1 9. ふっこうサイトオープンまではツーリズムおおいたサイト内にて情報を発信します。

ふっこうサイトオープン後は、九州域外プロモーションと連携し、九州域内及び大分県内のプロモーションを予定しています。宿泊券のセールスプロモーションツールの制作は現在検討中です。

【その他】

Q 2 0. 宿泊施設の追加募集はありますか？

A 2 0. 募集締切は7月12日(火)としております。

但し、締切日以降の追加募集に関しましては、事務局までお問合せください。

Q 2 1. アンケートもらえない場合は？

A 2 1. やむを得ない場合は、強制はできませんが、事業趣旨をご理解頂き、アンケートにご協力いただけるようご説明の程お願い致します。

Q 2 2. 7月12日の宿泊施設の登録募集締め切り後、利用可能な宿泊施設としてWEBに掲載されるのはいつ頃ですか？

A 2 2. 7月12日以降に審査終了施設から順次掲載していきます。

【7月12日変更箇所】

6. 様式集

- ・各種様式は別添資料を確認ください。
- ・様式第3号 請求書と様式第4号 利用実績報告書の宿泊券枚数は必ず一致させてください。一致しない場合は再送をお願いします。
- ・各種様式はツーリズムおおいたのホームページよりダウンロードできます。
(URL : <http://www.visit-oita.jp/news/detail/71>)

《別添資料》

- ・様式第1号 宿泊施設登録申請書
- ・様式第2号 振込先口座登録書
- ・様式第3号 請求書
- ・様式第4号 利用実績報告書
- ・様式第5号 宿泊券番号(パウチャー番号)控え書
- ・様式第6号 各種変更届及び利用施設解除届
- ・アンケート用紙
- ・記入例集
- ・宿泊券サンプル

7. 事務局連絡先

おんせん県おおいた「九州ふっこう割」事務局

((株)JTBビジネスサポート九州内) 宛

〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル5階

TEL/092-737-1536 (月曜日～金曜日9:30～17:00)

0570-065-333 (月曜日～金曜日9:30～17:00)

FAX/092-722-4720

土・日・祝休

Mail/oita_fukkou_cvs@kys.jtb.jp